

議案第 6 8 号

交野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

交野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 6 年 9 月 2 日 提出

交野市長 山 本 景

提案理由 組織力の強化を図り、また、効率的な水道事業の運営を図るため、水道事業管理者を置かず、市長が水道事業の管理者の権限を行うこととしたいため。

交野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

交野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

交野市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「水道事業の管理者」の次に「の権限を行う市長」を加え、「水道局」を「水道局」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の廃止）

2 交野市水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和50年条例第23号）は、廃止する。

（交野市情報公開条例の一部改正）

3 交野市情報公開条例（平成10年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長」の次に「（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を加え、「水道事業管理者」を削る。

（交野市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

4 交野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道事業管理者」を「（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」に改める。

（交野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正）

5 交野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「市長」の次に「（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を加え、「地方公営企業法第7条本文の規定に基づき置かれる管理者」を削る。

(交野市行政手続条例の一部改正)

6 交野市行政手続条例（平成13年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「市長」の次に「（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を加え、「、水道事業管理者」を削る。

(交野市水道事業給水条例の一部改正)

7 交野市水道事業給水条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「水道事業の管理者」の次に「の権限を行う市長」を加える。